

令和 7 年度商品開発・販路拡大セミナー業務委託業者選定に係る企画提案競技実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、市が令和 7 年度商品開発・販路拡大セミナー業務を委託するにあたり、企画提案競技（公募型プロポーザル）方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務委託概要

- (1) 委託業務名 令和 7 年度商品開発・販路拡大セミナー業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和 7 年 10 月 31 日（金）まで
- (3) 業務内容 別紙 1「令和 7 年度商品開発・販路拡大セミナー業務委託基本仕様書」のとおり
- (4) 見積限度額 800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 契約約款 八代市標準業務委託契約約款のとおり
- (6) 契約保証金 免除する

3. スケジュール

内 容	日 程
質問書の受付期限	令和 7 年 6 月 25 日（水）12 時必着
質問書への回答	令和 7 年 6 月 27 日（金）17 時までに回答
参加申込書、企画提案書・見積書の受付期限	令和 7 年 7 月 4 日（金）17 時必着
書面審査予定日	令和 7 年 7 月 9 日（水）予定
受託候補者の公表、結果通知	令和 7 年 7 月中旬
契約協議及び契約締結	結果通知後、速やかに実施

4. 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当しない者。
- (2) 令和 6・7 年度八代市競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、八代市から入札参加資格者指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱（平成 20 年八代市告示第 103 号）第 3 条の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でない

こと。

- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。

5. 必要書類の提出

(1) 提出書類【各 6 部】

① 企画提案書（任意様式）

- ・提案 1 商品開発セミナー
- ・提案 2 販路拡大セミナー
- ・提案 3 交流会の実施
- ・提案 4 事業計画及びスケジュール
- ・提案 5 追加提案

※提案 1～5 については必須事項とし、別紙 1「令和 7 年度商品開発・販路拡大セミナー業務委託基本仕様書」に準ずること。

【原本 1 部提出、写し 5 部】

② 見積書（任意様式）

- ・見積限度額内での提案を行うこと。
- ・金額については、消費税を除いた価格、税込み価格（総額）をともに記載すること。

③ 参加申請書（様式第 1 号）

【原本 1 部】

④ 届出書（別紙 2）

【各 6 部】

⑤ セミナー講師経歴書（様式第 2 号）

提案者が八代市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合

【写し 1 部】

- ⑥ 提案日から 3 ヶ月以内に発行された商業登記簿謄本又は身分証明書及び印鑑証明書
- ⑦ 直近の財務諸表等
- ⑧ 国税、県税及び市町村税を滞納していないことがわかる証明書等

(2) 書類作成に当たっての留意事項

- ① 提出する書類の規格は A 4 版片とし・片面とし、縦、横は問わない。
- ② 提出する提案書は、1 提案者 1 案とし、提案趣旨や記載内容の理由・背景などを明確に示す

こと。

③ 提出を求められていない資料を添付するなど過大なものとならないように留意すること。

(3) 提出期限 令和7年7月4日(金) 17時必着

(4) 提出方法 持参(平日の8時30分から17時まで)又は郵送

※郵送の場合は、配達証明を使用し、提出期限までに必着であること。

(5) 提出先 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 4階

八代市農林水産部 フードバレー推進課

6. 質問受付方法等

本実施要領及び基本仕様書の内容に不明な点がある場合は、質問書(様式第3号)を提出すること。

(1) 提出期限 令和7年6月25日(水) 12時必着

(2) 提出方法 質問書を八代市フードバレー推進課宛てにメールにて提出すること。

(3) アドレス food@city.yatsushiro.lg.jp

※電話で到着確認をすること。(TEL:0965-33-8780)

(4) 回答方法 期日:令和7年6月27日(金)17時までに回答

方法:ホームページ上で公開する。

7. 契約候補者の選定等

市職員等で構成する選定委員会を設置し、各提案について審査を行う。

(1) 書面審査実施日:令和7年7月9日(水)(予定)

※詳細については別途連絡する。

(2) 審査項目

審査項目	評価点数
1 セミナー講師	40
2 企画提案書に対する評価	60
合計点数	100

(3) 審査方法

① 審査方法は、審査項目毎の評価点数の合計点数にて競う方式により行う。

② 審査項目毎の評価基準については別紙3のとおりとする。

③選定委員会が評価点数を算出する。

(4) 契約候補者の選定

審査の結果、総合点数(各審査員の評価点数の合計)の最も高い提案者(以下、「最高得点提案者」という)を契約候補者として選定する。ただし、最高得点提案者が複数ある場合は、選定委員会の

議決により選定する。

なお、総合点数が6割に満たない場合には、契約候補者を改めて選定する。

8. 審査結果

審査結果は市ホームページによる公表及び文書にて通知する。なお、審査結果に対する、異議の申し立ては受け付けない。

9. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。

10. その他留意事項

- (1) 提出書類の作成経費等の本件の参加にかかる必要経費等は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の書類の差し替え及び修正は認めない。また、提案した講師の変更は原則認めない。ただし、死亡、病休、退職等のやむを得ない理由がある場合は、同等以上の職位・経験保有者であると認めた者に限り、変更することができる。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された書類は返却しない。(本市において書類は適正に処理し、2次使用は行わない)。
- (5) 市が必要と認めたときには、追加資料の提出を依頼することがある。

11. 問い合わせ先

八代市農林水産部 フードバレー推進課(担当:豊田)

〒866-8601 熊本県八代市松江城町1番25号

TEL: 0965-33-8780(課直通) アドレス: food@city.yatsushiro.lg.jp